

令和4年4月8日

納税者の皆様へ

令和3年分確定申告に係る国税の口座振替日のお知らせ
およびキャッシュレス納付の利用に関するお願いについて

標記について、仙台国税局から令和3年分確定申告における国税の振替納税に関して、下記のとおり口座振替日の案内がありましたので、お知らせいたします。

また、納税者様の利便性向上を目的に、対面での手続きが不要（窓口に出向く必要がない）のほか、現金の持ち運びがないキャッシュレス納付の利用をお勧めしております。

記

1. 国税税目および口座振替日

申告所得税及び復興特別所得税		消費税及び地方消費税（個人事業者）	
振替日	令和4年4月21日（木）	振替日	令和4年4月26日（火）

2. キャッシュレス納付の利用に関するお願い

仙台国税局では、キャッシュレス納付（ダイレクト納付・振替納税・インターネットバンキング等による電子納税・クレジットカード納付）の利用拡大に取り組んでおり、とりわけダイレクト納付の利用拡大に重点的に取り組んでおります。

※ダイレクト納付とは

口座振替による納付の一種で、申告の都度、納税者自身が口座、振替期日を指定して、振替の指図を行える枠組みです。

○詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

以上